

第28回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月)午前9時から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(8名)

会 長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委 員 1番 竹田 浩徳 4番 平田 壽和 5番 後藤 満良 6番 勝見 和彦

7番 竹田 総一 8番 市川 博幸

欠席委員 2番 阿部 つや子 3番 遠藤 愛

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第72号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 議 第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 6 議 第119号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 7 議 第120号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 大友 勝治

事務局長補佐 小倉 繁樹

農地係長 竹田 智弘

主任 梅津 智史

主事 田口 実加子

主事 高橋 秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第28回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席2番阿部つや子委員、議席3番遠藤愛委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定に

より、本職から指名いたします。議席8番市川博幸委員、議席9番高橋孝博委員を指名します。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地係長並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第72号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主査 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第72号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和7年5月26日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。(以下議案書を読み上げる。)以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、議第118号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

2ページをご覧ください。議第118号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年5月26日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字堂之下429-2、田 68 m²、離農、経営規模拡大

以上今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和7年5月11日に、推進委員高橋委員と私が現地調査をしてきました。

今回の申請は、離農、経営規模拡大であります。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、総額●●円は妥当と考えます。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第119号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 田口 実加子

3ページをご覧ください。議第119号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和7年5月26日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は6件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字中小松字新山3585、田 1,056 m²、計田 4 筆 8,128 m²、貸し直し、借り直し

2番●●、●●、大字西大塚字山の下3964、田 1,050 m²、計田 2 筆 5,407 m²、貸し直し、借り直し

3番●●、●●、大字朴沢字大西1988-1、田 426 m²、計田 7 筆 2,947 m²、経営規模縮小、経営規模拡大

4番●●、●●、大字吉田字小在家6030-2、田 69 m²、計田 2 筆 227 m²、離農、経営規模拡大

5番●●、●●、大字吉田字万替塚3236、田 624 m²、計田 5 筆 1,925 m²、畑 2 筆 1,973 m²、貸し直し、借り直し

6番●●、●●、大字下平柳字台ノ上1954-1、田 7,577 m²、計田 8 筆 12,740 m²、経営規模縮小、経営規模拡大

以上今回の申請について、賃借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、令和7年5月11日に推進委員高橋委員と私が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響

はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、新山は●●円、その他が●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号2番の件について、議席4番平田壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号2番について、令和7年5月17日に推進委員堀越委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号3番の件について、議席8番市川博幸委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号3番について、令和7年5月10日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

次に番号4番から6番の件について、本職より報告いたします。

番号4番について、令和7年5月13日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、令和7年5月13日に推進委員高橋委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、万替塚、新田一は●●円、その他が●●円は妥当だと判断します。

番号6番について、令和7年5月14日に推進委員小形委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて 10a借賃、●●円は妥当だと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第120号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

係長 竹田 智弘

5ページをお開きください。議第120号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事へ送付の意見を付せられたい。令和7年5月26日提出、川西町農業委員会会長名。

番号、申請人、土地、農地区分、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字南田町2398-1、田 241 m²、第3種農地、申請地を譲り受け一般住宅を新築するものです。

2番●●、●●、大字西大塚字横道1382、田 77 m²、計田1筆 77 m²、畑 1筆 342 m²、第3種農地、申請地を譲り受け一般住宅を新築するものです。

番号1番について説明します。補足資料No.1の3ページ、4ページが今回の申請地の位置になります。転用に係る土地利用計画図は6ページのとおりです。総事業費は●●円であり、資金調達は全額融資です。融資証明により確認しております。汚水・排水は公共下水道、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った計画内容と判断します。なお、地域計画において区域外となりますので、該当地域への意見聴取、計画変更の必要はありません。

番号2番について説明します。補足資料No.1の9ページ、10ページが今回の申請地の位置になります。転用に係る土地利用計画図は12ページのとおりです。総事業費は●●円であり、資金調達は全額融資です。融資証明により確認しております。汚水・排水は公共下水道、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った計画内容と判断します。なお、地域計画において区域外となりますので、該当地域への意見聴取、計画変更の必要はありません。

議長 新野 勝廣

休憩に入ります。

(休憩中)

休憩前に戻ります。

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番および2番の件について、議席7番竹田聡一委員より報告願います。

委員 竹田 聡一

番号1番について、令和7年5月16日に阿部委員と私、事務局とで現地調査をしてきました。申請の土地は上小松地内にある第3種農地の田であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約 50 cmの盛土を行いますが、ブロック積み、植生による法面保護を行い、周辺農地への影響

もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

番号2番について、令和7年5月16日に阿部委員と私、事務局とで現地調査をしてきました。申請の土地は西大塚地内にある第3種農地であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後は約50cmの盛土を行いますが、植生による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付し、県知事に送付することに決定いたします。

これをもちまして、第28回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和7年5月26日

川西町農業委員会議長 会長

新野 勝廣

議事録署名委員 8番

市川 博幸

議事録署名委員 9番

高橋 孝博